

## 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること(第 22 条の 6 第 1 号関係)

### 教員養成に対する理念・構想

専修大学は、「社会現象に対する自由でとらわれない研究を基礎とし、古い権威や強力に対してあくまで批判的であることを精神とし、人間の値打ちを尊重する平和的な良心と民主的な訓練を身に付けた若い日本人を創り上げることを目的」(学則第 1 条)として教育と研究に取り組んできた。しかし、21 世紀という新たな世紀を迎えるに際し、この目的を時代に即したものとする必要性に鑑み、21 世紀ビジョンとして「社会知性 (Socio-Intelligence) の開発」を掲げた。社会知性とは、「グローバル化の拡大と異文化交流の進展、情報化の加速、少子高齢化の進行などの社会的課題が山積するなか、専門的な知識・技術とそれに基づく思考方法を核としながらも、深い人間理解と倫理観を持ち、地球的視野から独創的な発想により主体的に社会の諸課題の解決に取り組んでいける能力」であり、この開発を本学の学部及び学科の最終的な人材養成の目的としている (学則第 2 条の 2)。

本学においてはこの目的を踏まえ、さらには「教員としての使命感や責任感、教育的愛情等を持って、学級や教科を担当しつつ、教科指導、生徒指導等の職務を支障が生じることなく実践できる資質能力」の育成をめざし、深い人間・子ども理解と職業的倫理観および教科に関する専門的な知識・技能をもつ実践力のある教員の養成を行うことを理念としている。